

令和3年11月15日

広島大学教職員組合執行委員長
神野礼斉様

広島大学理事（財務・総務担当）
俵幸嗣

専門領域長の選出方法について

2021（令和3）年10月22日付けで意見等をいただきました専門領域長の選出方法について、ご意見を踏まえて検討し、下記のとおり提案等しますので、ご意見をお願いいたします。

なお、この内容で進めることとなった場合には、「学術院規則」の改正を行う必要があり、各種会議で審議することとなります。これに伴う領域長候補者の推薦期間については、12月下旬から1月中旬頃となる予定です。

記

選出方法については、これまでの自律的で柔軟的な運営は維持し、学術院副院長宛推薦のあった領域長候補者について、人事委員会での確認の手続を追加した後、学長が任命する。

また、学術院副院長から各領域長への次年度領域長候補者の推薦を依頼する際、領域内で議論の上、候補者を推薦いただく旨を追記し依頼する。

（参考）

○ 第1回目の選出方法（2019年9月～10月）

教員は、当該領域に属する者（原則として教授に限る。）のうちから、領域長候補者を推薦し（投票システムを利用）、その中から学長が任命した。

根拠：

「領域長は、それぞれの領域から適任者（原則として教授）を他薦により推薦し、学長が任命する。（新たな教育研究組織に対応した運営体制の詳細設計について（答申）」

○ 第2回目の選出方法（2020年12月）

学術院会議を安定的に運営するため、領域長の選考方法を当該領域の事情に応じた方法で選考できるように変更（第332回役員会、第186回教育研究評議会承認）し、領域長が、各領域の事情に応じた候補者の推薦を行い、2名以上の推薦のあった候補者の内から、学長が任命した。

根拠：

「基礎教育領域長は、当該領域が推薦した基礎領域長候補者のうちから学長が任命する。（広島大学学術院規則第8条第3項）」
「専門領域長は、当該領域が推薦した専門領域長候補者のうちから学長が任命する。（広島大学学術院規則第11条第3項）」